

日本国内の金融機関による
米国 FATCA 法対応

1. はじめに

米国の連邦法である外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act。以下「米国 FATCA 法」という)は、一言でいえば、米国外の金融機関に対する一定の支払について源泉徴収の対象とするとともに、米国外金融機関が米国課税当局と米国 FATCA 法に従った契約 (FFI 契約と呼ばれる)を締結することを条件に、源泉徴収を免除するというものである。FFI 契約により、米国外金融機関は、主として、FATCA 法上の取扱いを決めるための口座保有者の調査・書類徴求義務 (デュー・デiligence 手続き)、米国人保有口座等の一定の口座についての口座情報を米国課税当局へ報告する義務、調査・書類徴求に応じない口座保有者や FFI 契約を締結していない不参加金融機関への支払に対する源泉徴収義務等を負担することになる。米国 FATCA 法は、源泉徴収と FFI 契約を道具として米国外金融機関が保有する米国納税者の口座情報・取引情報を米国課税当局に提供させ、米国納税者の適正な申告・納税を確保しようとするものである。

米国 FATCA 法は、米国外に所在する多くの金融機関に影響を与えるとともに、米国 FATCA 法が米国外金融機関に求める義務の履行と米国外金融機関が所在する国・地域の法令との抵触、米国外金融機関における事務負担・コスト負担や実施可能性等の多くの問題があることが認識され、その実質的な実施スケジュールは後ろ倒しされている。具体的には、2013年1月に米国 FATCA 法に関する最終規則が公表された段階で、米国 FATCA 法に基づく源泉徴収開始日は2014年1月1日とされており、さらに、外国パススルー支払等の一部の支払に関する源泉徴収開始日は2017年1月1日とされていた。その後、さらに、米国当局は2013年7月に米国 FATCA 法に基づく源泉

徴収開始日を6ヶ月間延期することを公表しており、現在のところ、2014年7月1日以降の一定の支払について米国 FATCA 法上の源泉徴収が開始されるものと考えられる。

日本当局は、米国 FATCA 法に関し、2012年6月に政府間協力の枠組みに関する共同声明を米国当局とともに発表していたが、その後、2013年6月11日、日本当局及び米国財務省が、「米国の FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 実施円滑化等のための日米当局の相互協力・理解に関する声明」(以下「FATCA 実施声明」という)を発表し、米国の FATCA 法実施に関して日米当局が行う協力及び日本国内の金融機関が実施すべき手続きの内容等が明確化された。FATCA 実施声明はある程度の日本国内の金融機関の負担軽減を図っているが、実質的には日本国内の金融機関に対して米国 FATCA 法の遵守を求めるものであり、日本国内の金融機関は米国 FATCA 法への対応を迫られている。

2. FATCA 実施声明

米国当局は、米国 FATCA 法に関して二つのモデル政府間協定を公表している。一つ目のモデル政府間協定は、米国と政府間協定を締結するパートナー国がその国内法を整備し、当該パートナー国に所在する金融機関に対して当該パートナー国の政府へ米国口座情報等を報告させ、当該パートナー国の政府は、自国に所在する金融機関から報告を受けた情報を米国政府との間の協定に基づく自動的情報交換により、米国政府に提供するものである。一方、二つ目のモデル政府間協定では、米国と政府間協定を締結するパートナー国が、自国に所在する金融機関に対して米国当局に登録を行わせ、原則として、米国 FATCA 法において求められる情報を当該金融機関から米国当局に対して、直接報告させることを企図している。当該金融機関が米国当局に対して直接報告することが当該

本ニューズレターの執筆者

いとう つよし
伊藤 剛志法人社員
弁護士かわまた よしお
河俣 芳治アソシエイト
弁護士

本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室
(Tel: 03-5562-8352 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

パートナー国の国内法と抵触する場合には、補充的に、当該パートナー国政府が金融機関から情報を取得し、政府間の情報交換を通じてパートナー国政府から米国当局へ米国 FATCA 法において求められる情報を提供することが意図されている。

日本当局と米国当局との間の FATCA 実施声明は、後者のモデル政府間協定に基づくものである。日本国内の金融機関は、概要、次のような行為を求められており、米国課税当局に対して直接米国 FATCA 法により要求される情報を報告することが想定されている。

- ① 米国当局に登録して FFI 契約に必要とされる事項を実施すること。
- ② 米国口座と特定された既存口座については、口座保有者の米国納税者番号と米国当局への口座情報の報告に関する同意を求め、同意が得られない場合には、不同意の米国口座の総数及び総額を米国当局へ報告すること。
- ③ 米国 FATCA 法への不参加金融機関の口座のうち、一定の報告対象支払(米国源泉であれば FDAP 所得として源泉徴収の対象となる支払)を行う口座について、2015 年及び 2016 年に、米国当局への報告についての同意を求め、同意しない不参加金融機関の数及び同意しない不参加金融機関へ支払われた当該支払の総額を米国当局へ報告すること。
- ④ 米国口座と特定された新規口座について、口座開設の条件として、米国当局への口座情報の報告に関する同意を取得すること。
- ⑤ 米国 FATCA 法への不参加金融機関が開設した新規の口座等で、一定の報告対象支払を行うものについては、口座開設等の条件として、不参加金融機関から米国当局への報告についての同意を取得すること。

上記の FATCA 実施声明の取扱いでは、米国当局への報告について同意しない米国口座や不参加金融機関の口座については、その総数及び総額のみを米国当局に報告することとなっているが、これらの総数及び総額のみを報告した不同意口座について、日本国内の金融機関が情報提供を求められないというわけではない。FATCA 実施声明では、米国課税当局が日本の課税当局に対して、日米租税条約の情報交換規定に基づき、当該口座についての米国 FATCA 法上報告されるべき情報の提供を要請することを予定している。要請を受けた日本の課税当局は、原

則として 6 ヶ月以内に、租税条約実施特例法により認められた調査権限を行使して、日本国内の金融機関から不同意口座に係る当該情報を入手して米国課税当局へ提供する。結局のところ、日本国内の金融機関は、不同意口座についても米国 FATCA 法上で報告が必要とされる情報について提供できる態勢を整える必要がある。

一方、FATCA 実施声明では、FATCA 実施声明に沿って米国課税当局へ登録した日本国内の金融機関は米国 FATCA 法を遵守し、米国 FATCA 法に基づく源泉徴収課税を受けない旨を明確にするとともに、当該金融機関は非協力口座保有者が保有する口座についての源泉徴収及び当該口座の閉鎖をしなくてよいこととされた。また、一部の金融機関や金融商品を米国 FATCA 法の対象外とする等の特別な取扱いも合意されている。

FATCA 実施声明は、日本国内の金融機関が米国 FATCA 法を遵守する場合における、既存の日本の法制度との抵触の懸念を相当程度、解消するものと評価することができる。例えば、日本国内の金融機関が米国 FATCA 法に基づき米国口座の情報を米国課税当局に提供する場合には、その口座保有者の同意なく米国課税当局に口座情報を提供すれば、個人情報保護法や金融機関の守秘義務に抵触する惧れがある。FATCA 実施声明の取扱いでは、米国当局への報告について同意しない米国口座や不参加金融機関の口座については、その総数及び総額のみを米国当局に報告することとなっていることから、個別の口座保有者等が特定される形の情報の開示ではなく、口座保有者の同意がないまま情報を提供しても、個人情報保護法や金融機関の守秘義務との抵触を回避しうるものと思われる。また、日本の課税当局が日本国内の金融機関に対して、税務調査権限を行使して一定の口座情報を求める場合には、日本国内の金融機関は国内法令に基づき日本の課税当局へ当該口座情報等を提供することになるから、個人情報保護法や金融機関の守秘義務に抵触すると解されるリスクは相当程度低いものとなる。

しかしながら、FATCA 実施声明は、結局のところ、日本の国内金融機関が米国 FATCA 法の枠組みに沿って米国 FATCA 法の傘の下に入ることを前提とするものである。FATCA 実施声明は、これに依拠する日本国内の金融機関に対して、米国課税当局へ登録し FFI 契約に必要とされる事項を実施することを求めている。日本国内の金融機関は、米国課税当局と個別に FFI 契約を締結する必要はないが、FATCA 実施声明にて変更されている事項以外につ

いては、米国 FATCA 法に従った口座保有者の調査・書類徴求義務(デュー・デiligence手続き)、米国人口座等の一定の口座についての口座情報を米国課税当局へ報告する義務等を負うのであり、相応の事務負担を覚悟しなければならない。これらの事務負担については、米国 FATCA 法の詳細が明らかになって以来、わが国政府や各民間業界団体が米国課税当局へ働きかけを行ったことにより、現状では、「一定程度の負担は発生するが対応可能なレベル」と評価されているようであるが、いずれにしても、日本国内の金融機関は米国 FATCA 法対応のためのシステム・事務等の整備を行う必要がある。

3. おわりに

FATCA 実施声明により、日本国内の金融機関が行うべき対応の方向性が明確になってきたが、米国 FATCA 法は未だ流動的な部分があり、変更が生じる可能性もある。

例えば、FATCA 実施声明が公表された時点では、米国 FATCA 法に基づく源泉徴収の開始は 2014 年 1 月 1 日とされており、これを基準として FATCA 実施声明における既存口座・新規口座の区別等がされていた。しかし、その後、米国 FATCA 法に基づく源泉徴収の開始は 2014 年 7 月 1 日に繰延べられ、FATCA 実施声明上の既存口座・新規口座の区別の基準も 2014 年 7 月 1 日に変わる。また、2013 年 9 月には、同年 1 月に公表された米国 FATCA 法に関する最終規則が一部改正された。

また、米国外金融機関へ大きな影響を与えられ、外国パススルー支払に関する源泉徴収については、2017 年 1 月 1 日以降に開始されるとされているものの、外国パススルー支払の内容については、現状、明らかにされていない。金融機関は、今後も米国 FATCA 法の動向を注視しなければならないだろう。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確かなサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。なお、本ニューズレターのバックナンバーは、<http://www.jurists.co.jp/ja/topics/newsletter.html>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 〒107-6029

Tel: 03-5562-8500(代) Fax: 03-5561-9711

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2013